



消費税改正に伴い

使用料・手数料などの一部が改正されます

増加し続ける社会保障関係費は、国の財源だけではなく地方の財政も大きく圧迫しています。そこで、国・地方を通じて社会保障を充実・安定化させるための財源として、平成26年4月1日から消費税と地方消費税を合わせた税率が5%から8%に改正されることとなります。

この引き上げ分の税収は、年金や医療・介護などの社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費、その他社会保障施策に要する経費に充当されます。

この改正に伴い、袋井市でも4月1日から使用料や手数料の一部が改正となりますのでお知らせします。

◎消費税・地方消費税の税率引き上げ

◇消費税率及び地方消費税率について、次のとおり引き上げることとされました。

区分・適用開始日	現行	平成26年4月1日
消費税率	4.0%	6.3%
地方消費税率	1.0%	1.7%
合計	5.0%	8.0%

【消費税・地方消費税の価格転嫁などに関する相談窓口】

◇今回の税率引き上げに伴う価格への転嫁、広告・宣伝、消費税・地方消費税の総額表示、便乗値上げなどに関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。ご相談は、専用ダイヤルまたは、ホームページ上の専用メールフォームをご利用ください。

専用ダイヤル ☎0570-200-123(受付時間 月～金曜日の午前9時～午後5時。平成26年3月と4月は土曜日でも受付)

専用メールフォーム <http://www.tenkasoudan.go.jp>(24時間受付)

※消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◎改正となる施設使用料（4月1日以降のご利用から、改正料金となります）

改正対象となる施設(50音順)

宇刈いきいきセンター、運動施設(市民体育館、愛野球場など)、岡崎会館、笠原コミュニティ広場、風見の丘、公民館、公立学校施設(市内小・中学校の体育館など)、袋井市民農園、市役所東分庁舎「コスモス館」会議室、総合センター、月見の里学遊館、南部健康プラザ、農村環境改善センター、農村総合管理センター、袋井保健センター会議室、メロープラザ、老人福祉センター、労働者福祉センター「サンライフ袋井」

改正内容の例

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 例1 小学校の体育館を、夜間に半面ご利用になる場合 | … 現行：1,050円 → 改正後：1,080円 |
| 例2 袋井市民農園1区画をご利用になる場合 | … 現行：5,000円 → 改正後：5,140円 |
| 例3 メロープラザ・和の空間を夜間にご利用になる場合 | … 現行：380円 → 改正後：390円 |
| 例4 公民館のホールを午前中にご利用になる場合 | … 現行：840円 → 改正後：860円 |
| 例5 月見の里学遊館・水玉プールをご利用になる場合(大人) | … 現行：600円 → 改正後：610円 |

◇4月1日以前に申し込んだ場合でも、4月1日以降のご利用は改正後の料金が適用されます。

◇詳しくは、各施設にお問い合わせください。

●水道料金 ①水道課総務経理係 ☎23-9214

		口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本料金	基本水量		8m ³			なし				
	現行		630円	1,100円	1,300円	2,000円	4,300円	7,700円	22,300円	47,500円
	改正後		648円	1,131円 42銭	1,337円 14銭	2,057円 14銭	4,422円 85銭	7,919円 99銭	22,937円 14銭	48,857円 14銭
従量料金	1m ³ ～8m ³ まで	基本料金に含む			現行：135円 → 改正後：138円85銭					
	9m ³ ～25m ³ まで	現行：145円 → 改正後：149円14銭								
	26m ³ ～50m ³ まで	現行：155円 → 改正後：159円42銭								
	51m ³ ～100m ³ まで	現行：165円 → 改正後：169円71銭								
	101m ³ 以上	現行：175円 → 改正後：179円99銭								

◇基本料金と従量料金を合計し、1円未満の端数がある場合、端数は切り捨てとなります。

●水道加入分担金 ①水道課水道工事係 ☎23-9223

口径	金額	口径	金額
13mm	現行：36,750円 → 改正後：37,800円	40mm	現行：504,000円 → 改正後：518,400円
20mm	現行：84,000円 → 改正後：86,400円	50mm	現行：735,000円 → 改正後：756,000円
25mm	現行：162,750円 → 改正後：167,400円	75mm	現行：1,848,000円 → 改正後：1,900,800円
30mm	現行：246,750円 → 改正後：253,800円	100mm	現行：3,134,250円 → 改正後：3,223,800円

●下水道・農業集落排水処理施設使用料 ①下水道課管理係 ☎23-9219

基本料金(10m ³ まで)	超過料金(1m ³ につき)	
現行：735円 → 改正後：756円	10m ³ を超え25m ³ まで	現行：94円50銭 → 改正後：97円20銭
	25m ³ を超え50m ³ まで	現行：115円50銭 → 改正後：118円80銭
	50m ³ を超え100m ³ まで	現行：126円 → 改正後：129円60銭
	100m ³ を超えるもの	現行：136円50銭 → 改正後：140円40銭

◇基本料金と超過料金を合計し、10円未満の端数がある場合、端数は切り捨てとなります。

●改正となるその他の使用料など

使用料などの名称	改正内容
公園使用料 ①建設課公園緑地係 ☎44-3165	公園を占用する場合 (1か月未満の占用に対する税率) 現行：5% → 改正後：8%
	公園で行為を行う場合 (業として行う写真撮影) 現行：1台/1月につき2,350円 → 改正後：1台/1月につき2,410円
	公園施設を設け、または管理する場合 現行：1m ² /1年につき2,160円 → 改正後：1m ² /1年につき2,220円
道路占用料、河川占用料、準用河川流水占用料 ①建設課管理係 ☎44-3130	(1か月未満の占用に対する税率) 現行：5% → 改正後：8%
資源ごみ・埋め立てごみの自己搬入料 ①環境政策課環境衛生係 ☎44-3115	5ナンバー乗用車・3ナンバー乗用車 (最大積載量の定めがないもの) 現行：310円/1台 → 改正後：320円/1台
	軽トラック(最大積載量350kg) 現行：1,100円/1台 → 改正後：1,130円/1台
	1トン車(最大積載量1,000kg) 現行：3,150円/1台 → 改正後：3,240円/1台
行政財産の目的外使用 ①財政課契約管財係 ☎44-3102	(税率)
聖隷袋井市民病院の個室料・文書料など ①地域医療推進課推進係 ☎43-7640	現行：5% → 改正後：8%

◇幼稚園保育料・保育所保育料・住民票や印鑑証明などの発行手数料・税証明手数料など、消費税が非課税のものは現行のまま改正いたしません。